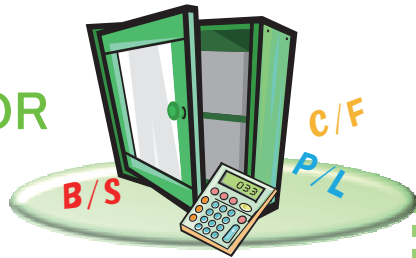


決算のDOOR

～数字が語る
東京大学



第7回 どちらがもったいない？

新年度を迎え、いよいよ決算作業も本番です。と同時に確定申告に向け、消費税の計算が始まりました。

「東京大学が納税者？」「消費税ならいつも払っているよ。」確かに100円の鉛筆は、5円上乗せした105円を支払います。そもそも消費税は、事業者が消費者から一旦預かり納める間接税。この5円もお店の納税額です。法人化と同時に一事業者となった東京大学も例外ではなく、受託研究収入や著作権収入など見返りのある収入が課税対象となります。ちなみに昨年度の納税額はおよそ4億3千万円。運営費交付金や寄附金など対価性のない収入が対象外となる中で、かなりの金額です。そしてこの消費税は国税局の調査対象にもなるのです。さてさて、ここで問題。

A学部のB教授は4月に文科省から受託研究プロジェクトで300万円を頂戴しました。研究終了間近の3月某日、50万円の使い残しが発覚。予定していたアメリカでのワークショップが中止になり、旅費がまるまる浮いたからです。事務から言い渡された伝票の提出期限はあと1週間。また、制度上翌年度に繰り越すことはできません。「う、う～ん、勿体ない…」しばし頭を抱えたB教授、「よし！」と勢いよく立ち上がり…。さあみなさん、国税局が「NO!!」とダメ出しするB教授の行為は次のうちどれでしょう？

- ① 大学生協に駆け込み、当面は不要だけれどいつか必要になるかもしれない備品やら消耗品やら買い込む。
(結果、大量の文房具で研究室があふれる)
- ② 来年度購入予定の実験機器を注文。納期は4月になるが、3月31日付の納品書と請求書を事務に提出する。
- ③ とりあえず懇意の業者に全額預かってもらい、消耗品の購入伝票だけ受け取る。使い道は4月以降ゆっくり考える。
- ④ 涙を吞んで、返還手続きをする。

答えは②と③。消費税は受け取った消費税から支払った消費税を差引いて納税します(仕入税額控除)。ただし、仕入日が対象期間内(事業年度)で、かつ証明できること(帳簿、納品書など)が条件。よって、②は実際の納品日が翌年度であること(期ずれ)、③は実態のない虚偽の納品書があること(預け金)から仕入税額控除と認められず、修正申告を言い渡され差額以外に延滞税、過少申告税が請求されます。しかも一旦不正行為と見なされた場合は、重加算税(追加納付額の35%)というきつ～いダメ出しが…。
「勿体ない」と思ってしまったことが、さらに「勿体ない」結果を招いてしまう…普段何気なく支払っている消費税、実はとっても大切に侮れない存在なのですね。(青)



毎年6月末が納付期限 ※①は消費税的にはOKですが、受託研究のルール電子申告です 上してはいけません。④が「最善の行為」。

このコラムへのご意見、ご質問をどしどしお寄せ下さい。お待ちしております！

本部財務部決算課 (内線22126)
E-mail: kessanka@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

ASIAN DIVERSITY

No. 6

「魚食文化と鵜飼い」

アジアの隣人を知る12枚の写真
(中国編: その1)

淡水魚は、中華料理に欠かせない。

ソウギョやナマズ、フナ、コイなどは唐揚げや蒸し魚、煮魚となって食卓を賑わす。国土が日本の約25倍もある中国では、淡水魚を食べる文化が非常に発達している。

この魚食文化は、鵜飼い漁も下支えしている。中国では、今でもカワウを使った漁が各地で行われている。カワウは、潜水中に、その場でもっとも獲りやすい魚を獲る。そのため、鵜飼い漁では、一日の漁で獲れる魚が多様である。ただ、多くの淡水魚に商品価値があるため、獲られた魚は市場で瞬く間に売れる。

一方、日本のびわ湖。およそ55種類の淡水魚が生息しているが、商品価値のある魚は10種程度である。仮にびわ湖で鵜飼い漁を行っても魚の買い手が確保できず、生業として成り立たないであろう。

写真は、都市の河川で鵜飼い漁を行なう漁師。都市住民が増えたことでコイなどの需要が増え、鵜飼い漁が続けられる。中国の鵜飼い漁は、魚食文化を背景に、まだしばらくの間、見ることができる。



文・写真: 卯田宗平
日本・アジアに関する教育研究ネットワーク
(ASNET)

日本・アジアに関する教育研究ネットワーク(ASNET)は、研究者や学生が分野を超えて繋がり、アジアに関係する教育や研究の新たな可能性を探るために設立された機構です。

アジアのことを広く、深く知りたい学生の皆さんに研究科等横断型「日本・アジア学」教育プログラムも実施しています。

詳しくは下記のURL:

<http://www.asnet.u-tokyo.ac.jp/>